

平成 29 年 3 月 29 日

関係者各位

事業者名 土佐あき農業協同組合
代表者名 代表理事組合長 長野 隆

公正取引委員会からの排除措置命令について

平成 27 年 7 月 28 日以降、当農協は、当農協の共同出荷施設を利用する生産者組織（以下、「支部園芸部」といいます。）が定めた規約等に基づき、全量出荷を強制している疑い等があるとして公正取引委員会から調査を受け、全面的に協力してまいりましたが、以下の経過を経て、本日、同委員会から独占禁止法第 20 条第 2 項に違反するとして、下記のとおり排除措置命令を受けましたので、お知らせします。

記

1 排除措置命令に至る経過

平成 28 年 5 月に当農協に示された当初の排除措置命令書（案）（以下、「旧命令書案」といいます。）では、支部園芸部は、当農協の内部組織であるとの理由で、支部園芸部が定めた系統外出荷手数料、罰金（実際は、機械利用料を集める目的でありますので、以下、「反当徴収金」といいます。また、両者を「系統外出荷手数料等」といいます。）を当農協が徴収していたとし、それが排他条件付取引に該当するという内容でした。

最初の意見聴取手続の後、立入検査を受け、審査が行われた後、旧命令書案に代えて発出された本件排除措置命令書（案）（以下、「本命令書案」といいます。）では、当農協の主張をほぼ認め、支部園芸部は当農協の内部組織ではなく、独立した組織であることを認め、支部園芸部が系統外出荷手数料等を定め、徴収していたと認定しました。

しかしながら、本命令書案では、当農協と独立した組織である支部園芸部が定め、徴収していた系統外出荷手数料等を当農協が収受していたこと等が組合員に対するなすの販売受託の拘束条件付取引に該当するといった内容に差し替えられ、再度の意見聴取手続を経て、本日、排除措置命令を受けるに至りました。

2 排除措置命令の概要

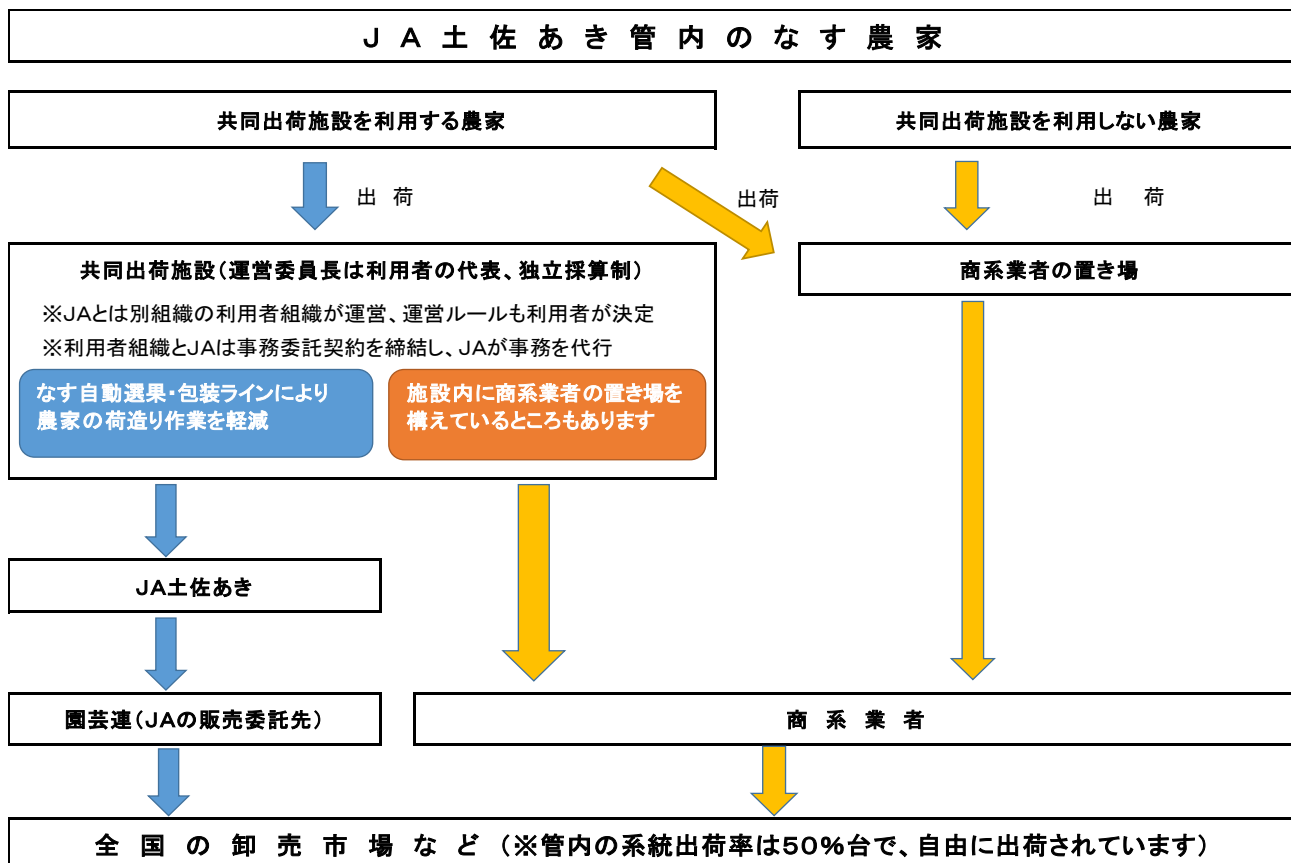
自ら以外になすを出荷することを制限する条項を付けて、組合員からなすの販売を受託している行為を行っていないことを当農協が確認することや、同様の行為が行わないことを当農協の理事会で決議すること、組合員等に通知すること等を命じられました。

3 今後の対応等

当農協管内では、生産者組織である支部園芸部は、農協より先に誕生し、平成10年10月に12農協が合併して当農協が設立された後も従来のまま、当農協とは別個独立の組織として存続し、規約を有し、総会を開催し、決定することにより、独立採算制による各集出荷場の独自の運営を継続してきました。当農協は、このような支部園芸部による集出荷場の運営を尊重してきたことはあっても、当農協が支部園芸部の構成員である支部員の系統外出荷の自由を制限したことはありません。今後の対応については、本排除措置命令書の内容を慎重に検討し、決定したいと考えています。

なお、本排除措置命令書によれば、当農協とは独立した支部園芸部が自主的に規約の変更及び総会決議等により系統外出荷手数料等の廃止の対応を行ったことにより、当農協の違反状態が消滅していると認定されています。

4 当管内におけるなすの生産農家の販売は、以下の図のとおりです。



5 共同出荷施設の運営について

共同出荷施設の運営は、農協でなく、農協とは独立した生産者組織である支部園芸部が独立採算制で自主運営しており、当農協は、支部園芸部と事務委託契約を締結し、事務委託手数料と機械償却費相当額の機械利用料を、支部園芸部から頂くシステムとなっています。

また、支部園芸部によっては、反当徴収金（支部園芸部が定めた 10 a 当たりの計画出荷量より少ない場合、少ない量だけ、通常のキロ当たりの機械利用料の半額を支払ってもらう制度）を徴収していた支部園芸部もありましたが、支部園芸部総会の決定により当農協に立て替えを要請したなす自動選果機は、導入に賛同した部員が、導入資金を立て替えた当農協や、強い農業づくり交付金事業などの補助金を頂いた国や市町村に対して、計画通りに機械を有効利用し、費用対効果を生み出していくために、農家自らが定めた機械利用料の徴収ルールであり、罰金ではありません。

平成30年8月より、共同出荷施設の運営につきましては、JA主導型運営を検討しています。

なお、支部園芸部への加入・脱退は、農家の自由であり、除名扱いの農家は、農家の意思によるものです。支部園芸部において、系統外出荷を理由に、除名させたことは一度もありません。

以 上